

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・課税担当

個人情報ファイルの名称	税関係管理システム（Web TAWN）	
行政機関等の名称	別海町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の賦課・徴収のため	
記録項目	1 宛名情報、2 税目、3 課税額、4 課税内容、5 納期限、6 納付額、7 納付日、8 折衝記録、9 滞納処分情報、10 口座振替情報、11 軽自動車使用者・所有者情報、12 軽自動車取得日、13 還付・充当情報、14 土地・家屋・償却資産情報	
記録範囲	町税課税対象者	
記録情報の収集方法	本人、法務局、税務署、エルタックス、他市町村税務課、軽自動車協会、陸運局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	北海道（根室振興局）、税務署、他市町村税務課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）別海町総務部総務防災・基地対策課	
	（所在地）〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町2 8 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 6 月 1 7 日